

瀬戸市消防本部告示第1号

平成13年瀬戸市消防本部告示第5号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく意見書の交付申請について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の告示の規定に基づいて作成されている申請書は、改正後の告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

令和3年9月29日

瀬戸市消防長 鈴木鉄馬

別記様式中「」を削る。